

木造住宅耐震補強計画（設計）にも 補助金が交付されます！！

木造住宅耐震診断の結果で「倒壊のおそれがある」と診断された住宅で、補助金を受けて耐震補強工事を実施される場合は、事前の耐震補強計画（設計）が必要となります。

この耐震補強計画（設計）にも補助金が交付されますので、有効に制度を活用し、木造住宅耐震補強工事を実施しましょう。

★対象

来年の2月末日までに耐震補強設計を完了する見込みがある対象建物の所有者。

★対象住宅

耐震診断結果が総合評点1.0未満となった木造住宅を1.0以上にする耐震補強工事をこれから行おうとする木造住宅（すでに耐震補強工事を行った場合は対象になりません。）

★補助金額

耐震補強計画（設計）に係る費用の3分の2

（補助対象費用上限24万円：補助金上限16万円）

町 → 耐震補強計画（設計）などに係る費用の6分の1の額（最高4万円）

県 → 耐震補強計画（設計）などに係る費用の6分の1の額（最高4万円）

国 → 耐震補強計画（設計）などに係る費用の3分の1の額（最高8万円）

※ 町（最高4万円）+県（最高4万円）+国（最高8万円）=（最高16万円）

★必要書類

- ・ 申請書（産業建設課窓口で配布又はホームページからダウンロード）
- ・ 印鑑
- ・ 補強設計見積書（補助対象部分と対象外部分を明確にしたもの）
- ・ 耐震診断結果報告書
- ・ 耐震補強計画書を作成した者が受講耐震診断者であることを証する書類
- ・ その他、町長が必要と認める書類

【注意事項】

補強事業費補助金を受けるには、工事契約を行う前に必ず申請が必要になります。
申請前に工事店と契約を行った場合、補助金を受ける事はできません。

問い合わせ先 産業建設課 TEL377-5658